

議案第 63 号

里庄村農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について

里庄村農業委員会委員等の定数に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 28 年 12 月 5 日提出

里庄村長 大内 恒章

(提案理由)

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）が一部改正され、農業委員会の委員の選出方法が改められるとともに、農地利用最適化推進委員が新設されたことに伴い、新制度における農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成28年12月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町農業委員会の委員等の定数に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、里庄町農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

（農業委員の定数）

第2条 農業委員の定数は、8人とする。

（推進委員の定数）

第3条 推進委員の定数は、4人とする。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止）

2 農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和35年里庄町条例第10号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行に際し現に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により農業委員会の委員がなお従前の例により在職する場合においては、この条例の規定は適用しない。

（準備行為）

4 農業委員の任命及び推進委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。